

訂正

京都市の定点報告数に訂正があり、

府内全域の数値も変動
しましたので、お知らせします。

※ 京都府 報道発表資料

府政記者室、各広域振興局 同時資料配付

令和6年6月13日

手足口病報告数が警報レベルを超過 ～京都府における手足口病の流行状況について～

- 6月3日～6月9日の感染症発生動向調査において、京都府の手足口病の定点報告数が警報の基準である5を上回り、流行が警報レベルになりました。
- 今後、更なる流行拡大が予想されますので、府民に対し、咳エチケットや手洗いの励行等の予防啓発を含めた注意喚起に御協力をお願いいたします。

1 手足口病の発生状況

- ・ 府内の定点当たり報告数が令和6年第23週（6月3日～6月9日）に~~5.62~~ ^{5.77}に達し警報レベルを超過
- ・ 地域別では乙訓（7.5）、山城北（5.8）、山城南（7.75）、南丹（5.6）、中丹西（5.33）、京都市（~~6.04~~ ^{6.30}）が警報レベル超過
- ・ 手足口病の警報は平成31年第24週（6月10日～16日）以来、約5年ぶり

○地域別発生状況

	乙訓	山城北	山城南	南丹	中丹西	中丹東	丹後	京都市
定点あたり	7.5	5.8	7.75	5.6	5.33	0.5	2	6.04 ^{6.30}
レベル	警報	警報	警報	警報	警報	—	—	警報

※ 定点当たり数値：1週間の1定点医療機関当たり患者報告数（京都府の小児科定点医療機関は77箇所）

※ 警報の基準：1定点当たり患者報告数が5を超過したとき

※ 終息の基準：1定点当たり患者報告数が2未満になったとき

2 手足口病とは

- ・ 乳幼児を中心に流行がみられる病気で、口の中、手のひら、足の裏や足の甲などに2～3mmの水疱性の発疹が出ます。また、軽い発熱を伴うこともあります。
- ・ 手足口病は、ほとんどは数日間のうちに治る病気です。
- ・ 有効な特効薬や予防接種、特別な治療法はありません。

3. 電話相談窓口について

【京都府健康対策課】075-414-4723（平日8時30分～17時 ※12～13時除く）

【各保健所】（全て平日8時30分～17時 ※12～13時除く）

乙訓保健所・・・075-933-1153

中丹西保健所・・・0773-22-6381

山城北保健所・・・0774-21-2911

中丹東保健所・・・0773-75-0806

山城南保健所・・・0774-72-0981

丹後保健所・・・0772-62-4312

南丹保健所・・・0771-62-2979

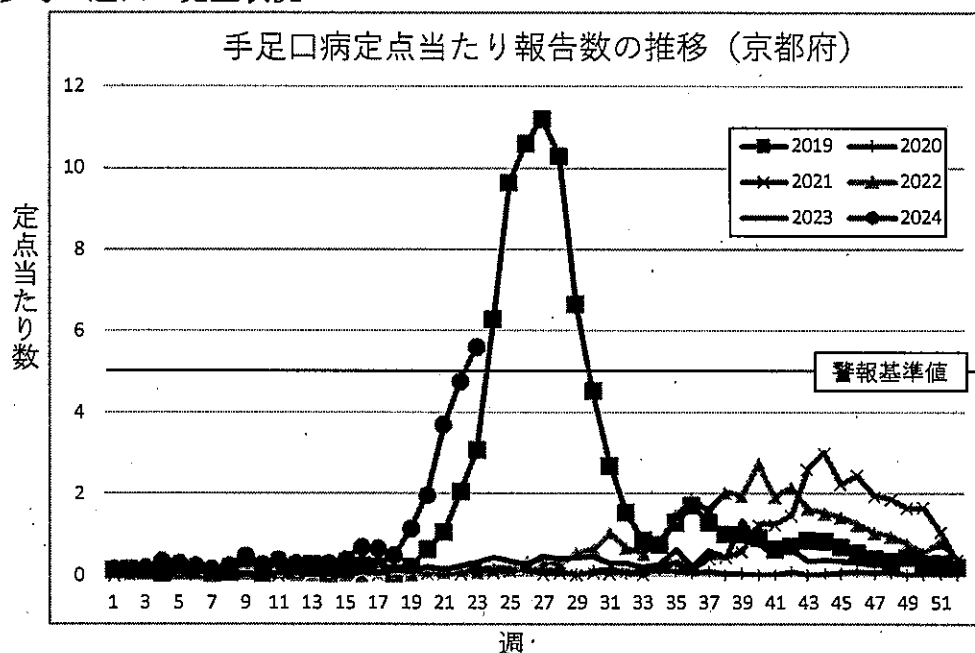
（次頁あり）

府民の皆さまへお願い

今後、京都府全域で流行が拡大すると考えられますので、次のような予防対策を行いましょう。

- 外出後等の手洗いを励行する。
- 咳・くしゃみが出る時は、他の人にうつさないためにマスクを着用し、「咳エチケット」に努める。
- おむつの交換時等、乳幼児の排泄物を適切に処理し、処理後は手洗いを行う。
- 基本的には軽い症状の病気ですが、まれに髄膜炎等の合併症が起こる場合があります。経過観察を行い、高熱が2日以上続いたり、頭痛や嘔吐、呼びかけに答えずぐったりしているなどの症状がみられた場合は、すぐに医療機関を受診してください。

参考：過去の発生状況



【本報道発表に関するお問合せ】

健康福祉部健康対策課 課長 古川
参事 山下

電話 075-414-4722

電話 075-414-4735

